

○湖南衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例

昭和39年4月20日

条例第4号

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または、処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は、製造の請負とする。

(昭53条例1・平5条例2・一部改正)

(議会の議決に付すべき財産の取得または処分)

第3条 法第96条第1項第7号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産または、動産の買入または売払い、(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

付 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 議会の議決を経べき財産、営造物及び契約に関する条例(昭和36年12月条例第6号)及び競争入札以外の方法による契約に関する条例(昭和36年12月条例第7号)は、廃止する。

付 則(昭和53年3月31日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年10月5日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。